

国会における弁護士スタッフの役割 —政策立案活動の実際—

衆議院議員古本伸一郎事務所政策担当秘書／第二東京弁護士会会員 竹内 彰志 Takeuchi,Shiyoji

1 国会議員事務所における職務内容

国会には、国会議員事務所ごとに完全に独立した小規模事務所が集まっていると考えるべきで、事務所のカラーはもちろんとし、政策担当秘書の職務内容も完全に国会議員事務所ごとに異なっている。永田町で政策を担当するか、地元事務所で議員の代理として日常活動を担当するか、完全に議員のリクエストによって異なってくる。

政策担当秘書にどのような属性の人物を採用するかは、完全に国会議員の一存で決まるため、法曹有資格者は多いわけではないがある程度はいる。私の実感として弁護士を政策担当秘書に置きたいという国会議員は所属政党を問わず存在する。法科大学院修了者が、秘書や政党職員などの立場で活躍している姿も目にする。

私の日常業務としては、議員が税制を中心とした活動をしていることから、議員・党職員と協力して税制分野の政策を立案すること、政府・与党の考え方について官僚と意見交換を行うこと、財務省・金融庁所管法令について議員が審査するにあたっての準備を行うこと、衆議院各委員会での法案に対する質問案を作成すること、議員立法提案者側として委員会での法案に対する答弁案を作成すること、党上層部に対する決裁資料の作成や説明を行うこと、党内意思決定プロセスをどのように踏めば合理的に政策実現が可能かを検討すること、アポイントの有無を問わず多数来訪する国民個人や団体からの意見を

聴取すること、官僚や記者との情報交換を行うこと、以上について議員と綿密な連携を取り合うことなどが挙げられる¹⁾。とりわけ、実際に仕事をして感じるのは、日程感を設定し、どのような順序で誰にアクセスするか、という手順を整えることが重要だということである。

また、地元市役所や地方議員と地域課題について調査解決する活動を行うこともあるし、選挙の際は法令遵守を徹底させるべく活動にあたる。

2 「政策」担当秘書

2011年から働き始めた私にとって大きな政策課題となったのが、8%、そして10%への消費税率の引上げを含む社会保障と税の一体改革である。全人口に占める高齢者の割合が増加するなかで社会保障を安定させるためには、全世代で負担を分かち合う必要があるとして社会保障・税一体改革を推進する立場から、税法の党内審査、国会審議、三党協議を含む法案修正を担当した²⁾。閣法の党内事前審査、委員会での質疑という一般的な法案処理の流れに加え、閣法に議員修正をかけた結果、審議の途中から答弁者側に加わることとなったため、連日国会対応を行うこととなった。

租税を決定することは、国家にとって増減取規模が変わるということであり、家計にとっては出費が増減するということであるから、この課題は納税という義務に直結する事柄、生活に直結する事柄であることを強く認識し、身の引き締まる毎日であった。

3 政策担当「秘書」

華やかそうなことばかり述べていても本誌面がもたないないので、職務内容をさらに実態に即して説明すると、立場が議員ではなく秘書であるので頭を使う仕事ばかりをするわけではないということが挙げられる。党の会議などは、資料配布や会場手配などを含めて行う必要があるし、忙しい議員同士の日程調整も行う。議員ではないので内部打合せでは議論に参加しても公の会議において決定権限はない。

また、日常接する業界としては、官僚とマスメディアとの交流が多い。彼らは組織力があることから、情報収集、提案能力とも格段に能力があるのに対し、当方は超少数人数であるため、限られたリソースをどのように配分するのが難しい。

日中は、会議、来客対応、それらに必要な資料作成で時間の大半を費やすことから、まとまった時間は夜にしかとれない。衆議院参議院の委員会が日中開催されることから、議員の日程の都合がそこしかないという理由で早朝から党の会議が開催されるのも業界の特色である。

4 ロビイングのあり方

議員事務所にいると、アポイントの有無を問わず様々な方がロビイングに訪れる。とりわけ、最近は原発対応などで若い弁護士のロビイングが増えているので、議員会館で同期や先輩にすれ違うといったことも珍しくはない。

各党各会派によって政策決定のメカニズムは異なるが、政策分野ごとに主だった議員の要路回りを行うこと、理解を得た議員の紹介で他の議員を訪問すること、党職員への説明を役所へのロビイングと並行して行うことなど、政策実現に向けた効率的なロビイングを行う団体は成果を勝ち取っている。ロビイングを受ける側として、一方的にFAXを送付され

てくるよりは、争点を絞って上記のような活動を受けることが政策実現につながっているとの印象を受ける。

また、執行機関である役所を無視して立法を求めることは現実的ではない。役所に対するロビイングを綿密に行うと、そもそも役所自体が政策を担いぐれ、政策実現がスムーズに進むこともある。加えて、政府の現状の政策と異なる政策目的を達成しようとするときであっても、現状の把握は必須である。政策目的の実現を念頭に置くのであれば、積極的に政策を担ぐプレイヤーを作り出し、あるいはポジションや政策の距離感を図って活動することが効果的であるとを感じる。

5 弁護士の皆様に期待したいこと

政治やロビイングの実態がよく描けている映画に「スミス都へ行く」「キューティープロンド2」がある。前者は課題解決型の政治、後者は課題設定型の政治を学ぶ好材料である。政治というフィールドに立ち判断者となることを目的とする課題解決型のスタイルをとるか、解決したい課題のために政治に携わる課題設定型のスタイルをとるか。政治とは様々な関わり方があろうかと思う。

選挙のたびに国会議員は当落という過程を経て人材が入れ替わっていくわけであるが、政策担当秘書についても議員の選挙とともに人材が必然的に入れ替わってくる。それゆえ、選挙後は政策担当秘書の採用ニーズが高い。また、永田町で政策課題についてロビイングする人物が弁護士であった、という機会も増えてきている。

党派を問わず、またロビイングを行う側・受ける側を問わず、人は変わっても絶えず弁護士が立法の世界に在籍することで、政策立案活動において健全な政治風土が守られることを期待したい。

1) 参議院ウェブページ「政策担当秘書の業務」

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/hisho/gyomu.html>

2) 古本伸一郎・竹内彰志「社会保障・税一体改革の制度設計」税務弘報60巻5号10頁(2012)



議員秘書の仕事

～弁護士の第4の活動領域～



会員 小山 紘一 (66期)

1 議員秘書として始まった弁護士生活

2013年12月の一斉登録の日、私の弁護士生活は議員秘書として始まった。それから現在までの間、最も多くの時間を過ごした場所は、永田町の参議院議員会館である。

2016年7月の通常選挙までは、松田公太参議院議員の政策担当秘書として、その後は、山口和之参議院議員の公設第一秘書として。

2 議員秘書になったきっかけ

議員秘書になったきっかけは、2013年8月に参加した「国会議員政策担当秘書説明会」である。司法修習生だった私は、政策担当秘書に興味を持ち、主催者の日本弁護士政治連盟に履歴書を送った。そうしたところ、それを目にした松田公太参議院議員の事務所から連絡があり、二度の面接を経て採用となった。

3 議員秘書とは

議員秘書とは、国会議員の秘書のことで、公設と私設の区別がある。

公設秘書は、国費から給与が支払われる国家公務員であるため、報酬額等は法律に基づいて定められ、採用制限(65歳以上不可、配偶者不可)と人数制限(政策担当・公設第一・公設第二それぞれ1名まで)がある。政策担当秘書のみ、資格制限がある。

私設秘書は、私費から給与が支払われ、報酬額等は各議員との契約に基づいて定められ、採用制限や人数制限はなく、資格制限もない。

4 政策担当秘書資格を取得するには

政策担当秘書資格を取得するには、「政策担当秘書資格試験」に合格するか、「選考採用審査認定」を受けなければよい。

司法試験合格者であれば、合格証明書を提出し、簡単な口述審査に臨めば、後者の方法で資格を取得できる。

5 議員秘書の仕事内容

議員秘書の仕事内容は、会議や行事への代理出席、各種原稿の作成、国会質問の準備、政策の立案、法律案の起草、政府との折衝、来客や電話の応対、選挙対策、政治資金の調達と管理、取材への対応等、多岐にわたる。

担当業務が、採用された立場(公設・私設、政策担当・公設第一・公設第二)によって自動的に決まるということはない。完全に議員の意向次第であり、政策に全く関与していない政策担当秘書もいる。

6 公設秘書と弁護士業の両立

公設秘書は国家公務員だが、議員の許可があれば兼職できる。そのため、公設秘書になったとしても、弁護士業との両立は可能である。

私は、採用面接時に兼職の許可を得た。当初は難しかったが、現在は、弁護士業にかなり時間をさけるようになっている。

7 弁護士の第4の活動領域

国会では、官僚が作成した内閣提出法案(閣法)が中心案件となっている。しかも、その大半が原案のまま成立しており、立法を通じて行政機関を民主的にコントロールできているのか、甚だ疑問の状況である。

このような現状を変えるには、①議員立法を増やすか、②閣法に対して、恣意的な法律運用の余地をなくすために、条文の確認・修正を徹底する必要がある。

どちらも専門的知識・能力が必要であり、法律専門家のサポートなくしては難しいが、議員秘書として弁護士がいれば対応できる。

私は、議員事務所が、法律事務所、企業、官公庁に次ぐ弁護士の第4の活動領域となれば、国会の行政監視機能の強化にもつながると考えている。是非、多くの弁護士に議員秘書をご検討頂きたい。